

アグリスタート補助金（開始型）交付要綱

令和6年5月30日
産業経済部長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業者の高齢化や後継者不足への対策として新規就農者の増加を図るため、加古川市内の農地を耕作地として新たに農業経営を開始した者に対して、予算の範囲内においてアグリスタート補助金（開始型）（以下「補助金」という。）を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象となる者）

第2条 補助対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、加古川市内の農地で農作物の栽培を行う者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- （1）令和6年4月1日以降に、市長より、初めて農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第14条の4第3項の規定に基づく青年等就農計画の認定を受けた者
- （2）令和6年4月1日以降に、市長より、初めて基盤法第12条第5項の規定に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者
- （3）他の地方公共団体の長より、基盤法第14条の4第3項の規定に基づく青年等就農計画の認定を受けている者のうち、令和6年4月1日以降に、基盤法、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理法」という。）又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づいて加古川市内の農地を購入し、又は借り受け、新たに加古川市内で農業経営を行う者
- （4）他の地方公共団体の長又は農林水産大臣より、基盤法第12条第5項又は同法第13条の2第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定を受けている者のうち、令和6年4月1日以降に、基盤法、中間管理法又は農地法に基づいて加古川市内の農地を購入し、又は借り受け、新たに加古川市内で農業経営を行う者

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、補助事業実施年度に農作物を耕作している農地の面積に応じて、
1aあたり1万円とし、その上限を100万円とする。

2 前項の対象となる農地は、補助対象者が所有している加古川市内の農地及び基盤法、中間管理法又は農地法に基づいて借り受けている加古川市内の農地とする。

3 第1項の農地の面積は、各農地において1a未満を切り捨てた面積とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 第2条に規定する要件を満たした日が属する年度を初年度とし、最長3年度目まで

交付申請を行うことができる。

(耕作状況確認)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、前条の申請内容に基づき、農作物の耕作状況を確認しなければならない。

2 市長は、前項の確認結果を耕作状況確認結果通知（様式第2号）により、補助対象者に通知する。

(実績報告)

第6条 補助金等の交付の決定を受けて補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）は、前条に規定する耕作状況確認で適正に耕作をしていると認められた場合は、補助事業実績報告書（様式第3号）に別表2に掲げる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月30日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【別表 1】(第 4 条関係)

補助金 交付申請書 添付資料	<ul style="list-style-type: none">・ほ場一覧・青年等就農計画認定書の写し又は農業経営改善計画認定書の写し・(個人) 本人確認書類の写し ※氏名、住所及び生年月日の記載がある官公署発行のもの・(法人) 現在事項全部証明書の写し又は履歴事項全部証明書の写し・その他市長が必要であると認める書類
----------------------	---

【別表 2】(第 6 条関係)

補助事業 実績報告書 添付資料	<ul style="list-style-type: none">・作業日誌等、生産状況が分かる書類・その他市長が必要であると認める書類
-----------------------	--